

横浜港入港料、横浜市港湾施設使用料、利用料金及び横浜港水域占用料等

令和6年4月1日時点

- 次の「Ⅰ入港料」、「Ⅱ使用料（④上屋に記載の額を除く）」及び「Ⅳ水域占用料等」の各種料金について、
- ・消費税法その他関係法令に基づき非課税もしくは免税となる取引に関しては、掲載の額が各種料金となります。
 - ・消費税法その他関係法令に基づき課税対象となる各種料金については、消費税が含まれた額を掲載しています。

Ⅰ 入港料

区分	基準	料金
700G/T 以上の外航船	入港1回につき1G/T ごとに	2.70 円
700G/T 以上の内航船	入港1回につき1G/T ごとに	1.35 円

※ 700G/T 未満の船舶の入港料は、徴収しません。

Ⅱ 使用料

①岸壁

区分		基準	料金		
船舶	内国航路定期客船	係留 12 時間までごとに1G/T までごとに	6.70 円		
	小型油槽船(小型油槽船係留施設に係留する場合に限る。)	係留 24 時間までごとに1G/T までごとに	3.00 円		
	総トン数 500 トン未満のプレジャーボート(プレジャーボートの係留施設として市長が告示する岸壁に係留する場合に限る。)	係留1回につき1日	全長 12m 未満	4,000 円	
			全長 12m 以上	8,000 円	
	その他の船舶	コンテナ貨物の輸送に供しているプッシャーバージが停留地として岸壁を使用する場合	係留時間が 12 時間までの場合は、1G/T までごとに	2.51 円	
			係留時間が 12 時間を超える場合、超過時間 12 時間までごとに 1G/T までごとに	加算額 1.67 円	
それ以外		係留時間が 12 時間までの場合は、1G/T までごとに	10.05 円		
		係留時間が 12 時間を超える場合、超過時間 12 時間までごとに 1G/T までごとに	加算額 6.70 円		
はしけ	積揚貨物重量 1t 又は容積 1.133 m ³ までごとに	13.40 円			
引き船(市長が定める岸壁又は引き船係留施設に係留するものに限る)	1月1隻ごとに	72,000 円			

東京湾内の旅客船…1日に2回以上、同一ふ頭内の岸壁を使用する場合、合計時間を1回の係留時間とする。

プレジャーボート…海洋レクリエーションに用いられる船舶(海洋レクリエーションを業とする船舶を除く。)をいう。日を超えて係留するプレジャーボートの使用料の額は、その日付ごとの額を合計した額とする。

②物揚場

区分	基準		料金	
船舶	総トン数 500トン未満のプレジャーボート(プレジャーボートの係留施設として市長が告示する物揚場に係留する場合に限る。)	係留1回につき1日	全長 12m 未満	4,000 円
			全長 12m 以上	8,000 円
	その他の船舶	係留時間が2時間までの場合は 1G/T までごとに 係留時間が2時間を超えるとき 係留時間 24 時間までごとに 1G/T までごとに	11.15 円	
			13.40 円	
はしけ	積揚貨物重量1t又は容積 1.133 m ³ までごとに		13.40 円	

プレジャーボートの定義と使用料の日額計算方法は①岸壁と同様とする。

③荷さばき地

区分	基準	料金
在来貨物ターミナル用地	1月1m ² までごとに	430 円
金沢木材ふ頭の荷さばき地	1日1m ² までごとに	6 円
その他の荷さばき地		14 円

④上屋 (※表中の料金に 1.1 を乗じた額が使用料となります。)

区分		基準	料金
上屋	鉄鋼上屋	一般使用	1日1m ² までごとに 52 円
		専用使用	1月1m ² までごとに 1,503 円
	バナナ上屋	専用使用	1月1m ² までごとに 750 円
	青果上屋		1月1m ² までごとに 1,350 円
	航空貨物ターミナル		1月1m ² までごとに 1,800 円
	その他の上屋	一般使用	1日1m ² までごとに 38 円
専用使用		1月1m ² までごとに 1,098 円	
上屋事務所	航空貨物ターミナル事務所	1月1m ² までごとに	1,000 円
	その他の上屋事務所		800 円

⑤旅客施設

区分	基準	料金
事務室又は店舗(自動販売機設置場所を含む)	1月1m ² までごとに	2,000 円

⑥港湾環境整備施設

区分		基準	料金	
運動広場		1面1時間までごとに	1,300 円	
テニスコート			1,100 円	
店舗		1月1m ² までごとに	3,160 円	
新港ふ頭内駐車場	回数駐車券を使用しない場合		1台1回1時間まで	500 円
			1台1回1時間を超える場合、超過時間 30 分までごとに	加算額 250 円
	回数駐車券を使用する場合	券面額の総額が 50,000 円のもの	400 円	
		券面額の総額が 125,000 円のもの	350 円	
券面額の総額が 250,000 円のもの		300 円		

⑦港湾厚生施設

区分	基準	料金
横浜市港湾労働会館	1月1㎡までごとに	240 円
その他の港湾厚生施設		180 円

⑧移動式施設

区分	基準	料金
自走式渡船橋	1台 12 時間までごとに	16,250 円

⑨ふ頭用地

区分	基準	料金
大黒ふ頭地区	1月1㎡までごとに	330 円
本牧ふ頭地区		280 円
南本牧ふ頭地区		170 円
山下ふ頭地区		170 円
大さん橋ふ頭地区		150 円
その他の地区		

⑩その他施設（※上屋事務所については、表中の料金に 1.1 を乗じた額が使用料となります。）

区分	基準	料金
総合事務所	1月1㎡までごとに	1,200 円
大黒ふ頭管理センター事務所、本牧ふ頭総合ビル、 本牧ふ頭C-D間事務所		900 円
その他の総合事務所		800 円
その他の事務所		

⑪港湾施設の占用料※（※算出基礎となる面積又は長さには0.01㎡又は0.01m未満の端数があるときは、その端数の面積又は長さを切り捨てて計算するものとします。）

区分	基準	料金	
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物を設ける場合	第一種電柱(3条以下の電線を支持するもの)	3,100 円	
	第二種電柱(4条又は5条の電線を支持するもの)	4,800 円	
	第三種電柱(6条以上の電線を支持するもの)	6,400 円	
	第一種電話柱(3条以下の電線を支持するもの)	2,800 円	
	第二種電話柱(4条又は5条の電線を支持するもの)	4,400 円	
	第三種電話柱(6条以上の電線を支持するもの)	6,100 円	
	その他の柱類	280 円	
	共架電線その他上空に設ける線類	1mにつき1年	28 円
	地下電線その他地下に設ける線類	1mにつき1年	17 円
	地上に設ける変圧器等の工作物	1個につき1年	2,700 円
	地下に設ける変圧器等の工作物	1㎡につき1年	1,700 円
	変圧塔その他これに類するもの又は公衆電話所	1個につき1年	5,500 円
	郵便差出箱又は信書便差出箱		2,300 円
	広告塔	1㎡につき1年	15,000 円
	その他のもの		5,500 円
地下埋設物を設ける場合	埋設管	外径が 0.07m 未満のもの	120 円
		外径が 0.07m 以上 0.1m 未満のもの	170 円
		外径が 0.1m 以上 0.15m 未満のもの	250 円
		外径が 0.15m 以上 0.2m 未満のもの	330 円
		外径が 0.2m 以上 0.3m 未満のもの	500 円
		外径が 0.3m 以上 0.4m 未満のもの	660 円
		外径が 0.4m 以上 0.7m 未満のもの	1,200 円
		外径が 0.7m 以上 1m 未満のもの	1,700 円
		外径が 1m 以上のもの	3,300 円
	その他の工作物	1㎡につき1月	160 円

		その他の地区		150 円
上空工作物を設ける場合	標識		1本につき1年	4,400 円
	旗ざお	催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	150 円
		その他のもの	1本につき1月	1,500 円
	幕	催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設けるもの	1㎡につき1日	150 円
		その他のもの	1㎡につき1月	1,500 円
	アーチ		1基につき1月	7,600 円
その他の上空工作物	本牧ふ頭、山下ふ頭、大さん橋ふ頭、大黒ふ頭又は南本牧ふ頭の地区	1㎡につき1月	160 円	
	その他の地区		150 円	
その他の物件又は施設を設ける場合	太陽光発電設備又は風力発電設備		1㎡につき1年	5,500 円
	つり上げクレーン、ひさしその他これらに類する工作物		1㎡につき1年	3,900 円
	自動販売機		1㎡につき1月	1,000 円
	催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設ける露店、商品置場その他これらに類する施設		1㎡につき1日	150 円
	工事中施設その他これに類する施設		1㎡につき1月	1,500 円

⑫港湾施設における行為に係る使用料

区分		基準	料金
業として行う写真の撮影その他これに類する行為		1日につき	30,000 円
業として行う映画の撮影その他これに類する行為		1時間までごとに	30,000 円
催事、集会の開催その他これに類する行為	入場料等を徴収する場合	西区みなとみらい一丁目・二丁目、中区海岸通、新港一丁目・二丁目の緑地	60 円
		その他の港湾施設	20 円
	入場料等を徴収しない場合	西区みなとみらい一丁目・二丁目、中区海岸通、新港一丁目・二丁目の緑地	15 円
		その他の港湾施設	10 円
回転翼航空機の場外離着陸場として使用する場合	着陸料	最大離陸重量が1トン以下のもの	1,000 円
		最大離陸重量が1トンを超え6トン以下のもの	2,000 円
	最大離陸重量が6トンを超えるもの	2,000 円に6トンを超える重量について1トンまでごとに1,000 円を加算した額	
	停留料(着陸から離陸までの時間が1時間を超えるとき)	1機につき1時間までごとに	500 円

⑬旅客受入設備関連使用料

区分	基準	料金
旅客受入設備関連使用料	入港時及び出港時におけるそれぞれの旅客1人につき	700 円 (日本籍船 200 円)

Ⅲ 利用料金（指定管理者に対し納付）

①みなとみらいさん橋・八景島さん橋・八景島西浜さん橋

区分	基準	料金
プレジャーボート	1隻1回につき	4,000 円以内
その他の船舶	1日につき係留 12 時間まで 1G/T ごとに	10.05 円以内
	係留時間が 12 時間を超えるときは 超過時間 12 時間までごとに 1G/T ごとに	加算額 6.70 円以内

②大さん橋国際客船ターミナル

区分		基準	料金		
			平日	土日及び休日	
旅客施設	第1ホール又は第2ホール(会合催事等のために利用する場合に限る。)	一般利用	ホール1室を全日利用する場合	400,000 円以内	500,000 円以内
		市民利用	ホール1室を全日利用する場合	40,000 円以内	50,000 円以内
			ホール1室を昼間に利用する場合 1時間までごとに	3,000 円以内	3,750 円以内
			ホール1室を夜間に利用する場合	20,000 円以内	25,000 円以内
	出入国ロビー・クルーズデッキ(催事・物品販売に利用する場合)	1日1㎡までごとに		250 円以内	
	発券所	1日1区画につき		1,000 円以内	
	事務室又は店舗(自動販売機設置場所を含む。)	1月1㎡までごとに		5,000 円以内	
駐車場	バス	1台1回1時間までごとに		1,000 円以内	
	自動車	旅客船の旅客の利用	1台1回3時間まで	500 円以内	
			1台1回3時間を超え 24 時間まで	1,250 円以内	
		1台1回 24 時間を超えるとき 24 時間までごとに	加算額 1,250 円以内		
	その他の利用	1台1回1時間までごとに		500 円以内	
自動二輪車	1台1回1日		240 円以内		

③みなとみらいさん橋付属旅客施設・八景島客船ターミナル

区分	基準	料金
事務室または店舗(自動販売機設置場所を含む。)	1月1㎡までごとに	2,000 円以内

④日本丸メモリアルパーク

区分		基準	料金	
展示施設	横浜みなと博物館	1人1回につき	大人 500 円以内 子供 200 円以内	
	帆船日本丸		大人 400 円以内 子供 200 円以内	
	資料閲覧室のみを利用する場合		100 円以内	
	保管資料等について、学術研究等のため、 撮影、模写等をする場合		1日1点につき	2,000 円以内
	特別展示室を不特定多数の者が参加する催物等に利用する場合	入場料等を徴収する場合	1日	42,000 円以内
		入場料等を徴収しない場合		10,500 円以内
特別展示室を特定の者が参加する会合に利用する場合		1時間までごとに	6,600 円以内	
研修施設	第1会議室	1時間までごとに	昼間 3,200 円以内 夜間 3,800 円以内	
	第2会議室		昼間 1,500 円以内 夜間 1,800 円以内	

	第3会議室		昼間 2,700 円以内 夜間 3,200 円以内
	小会議室		昼間 1,700 円以内 夜間 2,000 円以内
	プレゼンテーションルーム		昼間 7,100 円以内 夜間 8,600 円以内
多目的室(事務所として利用する場合を除く。)		1時間までごとに	昼間 1,700 円以内 夜間 2,000 円以内
多目的室(事務所として利用する場合に限る。)		1月1㎡までごとに	3,000 円以内
店舗			3,160 円以内
タワー棟			3,300 円以内
多目的スペース			1,500 円以内
駐車場	バス	1台1回1時間までごとに	2,000 円以内
	自動車		500 円以内
			1台につき1月

⑤臨港パーク

区分		基準 (1台1回につき)	料金
駐車場	自動車	1時間までごとに	500 円以内

⑥横浜港シンボルタワー

区分		基準 (1台1回につき)	料金
駐車場	バス	1日	500 円以内
	自動車	3時間まで	250 円以内
		3時間を超え5時間まで	350 円以内
		5時間を超えるととき	500 円以内
	自動二輪車	1日	70 円以内

⑦海づり関連施設

区分		基準	料金
釣りをを行うために入場する場合	大黒海づり施設	1人1回につき	大人 900 円以内 中学生 450 円以内 小学生 300 円以内
	本牧海づり施設		大人 500 円以内 中学生 300 円以内 小学生 300 円以内
	磯子海づり施設		
釣り以外で入場する場合			大人 100 円以内 中学生 50 円以内 小学生 50 円以内
駐車場	バス	1台1回1日につき	500 円以内
	自動車	1台1回3時間まで	250 円以内
		1台1回3時間を超え5時間まで	350 円以内
		1台1回5時間を超える場合	500 円以内
	自動二輪車	1台1回につき	70 円以内

⑧港湾施設における行為に係る使用料(大さん橋、臨港パーク関連施設、日本丸メモリアルパーク、横浜港シンボルタワー、八景島、海づり関連施設に限る。)

区分		基準	料金
業として行う写真の撮影その他これに類する行為		1日につき	30,000円以内
業として行う映画の撮影その他これに類する行為		1時間までごとに	30,000円以内
催事、集会等(主として飲食物の提供をする場合を除く。)の開催その他これに類する行為	入場料等を徴収する場合	1日1㎡までごとに	大さん橋、臨港パーク関連施設、日本丸メモリアルパーク、八景島
			横浜港シンボルタワー、海づり関連施設
	入場料等を徴収しない場合		大さん橋、臨港パーク関連施設、日本丸メモリアルパーク、八景島
			横浜港シンボルタワー、海づり関連施設
催事、集会等(主として飲食物の提供をする場合に限る。)の開催その他これに類する行為	日本丸メモリアルパーク		160円以内

IV 水域占用料等

区分		単位	料金
水域 占用料	棧橋、係船ぐい、荷役機械、管、船きよ、船揚場	1月1平方メートルまでごとに	55円
	係船浮標、信号標	1月1基につき	279円
	船舶の係留	1月1平方メートルまでごとに	28円
	その他	1月1平方メートルまでごとに	55円
土砂採取料		1立方メートルまでごとに	210円